

令和7年度 松本市要保護児童対策地域協議会

令和7年5月16日(金)午後1時30分から
松本市役所 東庁舎3階 議員協議会室

次 第

1 開 会

2 会長、副会長あいさつ

3 委員、事務局自己紹介

4 会 議 事 項

- (1) 令和6年度要保護児童対策地域協議会の活動報告(松本市)・・・資料1
- (2) 令和6年度松本市こども家庭センターの運営状況について・・・資料2
- (3) 松本地域における要保護児童の現状(松本児童相談所)・・・資料3
- (4) ヤングケアラーの支援状況について・・・・・・・・・・・・・・資料4

5 閉 会

令和7年度 松本市要保護児童対策地域協議会
代表者会議 構成団体

団体名	
保健医療	松本市医師会
	松本市歯科医師会
司法人権	長野県弁護士会松本在住会
	松本人権擁護委員協議会
教育	松本市校長会
	松本市私立幼稚園連盟
児童福祉	松本市社会福祉協議会
	松本市公立保育園幼稚園園長会研究会
	松本市学童保育連絡協議会
	松本児童園
	松本赤十字乳児院
	中信地区里親会
	松本市民生委員・児童委員協議会
	松本市主任児童委員会
	子どもを虐待から守る会・まつもと
	松本児童家庭支援センター あいく
	松本市自立支援協議会
行政	松本児童相談所
	長野地方法務局松本支局
	松本警察署
	松本広域消防局
	松本市保健所
	松本市教育委員会
	松本市上下水道局
	松本市福祉事務所
	松本市こどもプラザ

事務局

松本市	課名
	こども福祉課
	人権共生課
	市民相談課
	障がい福祉課
	生活福祉課
	保健所健康づくり課
	こども育成課
	子どもの権利相談室
	保育課
	こども発達支援課
	学校教育課

令和6年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告

1 代表者会議

(1) 会議等参加機関

松本市医師会、松本市歯科医師会、長野県弁護士会松本在住会、
 松本人権擁護委員協議会、松本市校長会、松本市私立幼稚園連盟、
 松本市社会福祉協議会、松本市公立保育園幼稚園園長会研究会、
 松本市学童保育連絡協議会、松本児童園、松本赤十字乳児院、
 中信地区里親会、松本市民生委員・児童委員協議会、松本市主任児童委員会、
 子どもを虐待から守る会・まつもと、松本児童相談所、
 長野地方法務局松本支局、松本警察署、松本広域消防局、
 松本市保健所、松本市教育委員会、松本市上下水道局、松本市

(2) 会議内容

期 日	内 容
5月16日	令和5年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告 令和5年度松本市子ども家庭総合支援拠点の運営状況 松本地域における要保護児童の現状（松本児童相談所） 松本市こども家庭センター設置について ヤングケアラー支援体制について 要保護児童対策地域協議会参加機関の追加について

2 実務者会議（要保護、要支援児童）

(1) 会議等参加機関

松本児童相談所、松本警察署、松本児童園、松本市校長会、
 松本児童家庭支援センターあいく、学校教育課、健康づくり課、
 障がい福祉課、生活福祉課、こども育成課、保育課、こども福祉課

(2) 会議内容

期 日	内 容
5月21日	在宅 343 ケース、入所等 101 ケース情報共有、進行管理 （内 ヤングケアラー9世帯16人）
8月 8日	在宅 358 ケース、入所等 85 ケース情報共有、進行管理 （内 ヤングケアラー9世帯16人）
11月11日	在宅 392 ケース、入所等 83 ケース情報共有、進行管理 （内 ヤングケアラー7世帯13人） 松本児童家庭支援センターあいくが参加
2月13日	在宅 402 ケース、入所等 90 ケース情報共有、進行管理 （内 ヤングケアラー12世帯19人）

3 実務者会議（特定妊婦）

(1) 会議等参加機関

松本児童相談所、松本赤十字乳児院、信州大学医学部附属病院、丸の内病院、相澤病院、穂高病院、長野県立こども病院、横西産婦人科医院、松本市立病院、健康づくり課、障がい福祉課、こども育成課、こども福祉課

(2) 会議内容

期 日	内 容
5月27日	26ケース情報共有、事例検討
8月29日	24ケース情報共有、事例検討
11月26日	26ケース情報共有、事例検討
2月21日	22ケース情報共有、事例検討 妊婦のための支援給付について

4 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

- (1) 民生委員・児童委員協議会地区定例会、関係機関（小中学校・保育園等）への周知チラシ配布・ポスター掲示
- (2) 松本市公式 X（旧 Twitter）、松本市公式 Facebook、松本市 LINE 公式アカウントにて情報発信
- (3) 懸垂幕、横断幕掲示

期 日 令和6年11月1日～11月30日

内 容 啓発用懸垂幕、横断幕を新規購入

『子どもを虐待から守ろう』啓発用懸垂幕を松本市役所本庁舎入口に、同内容の横断幕を松本駅自由通路に、それぞれ掲示した。

5 関係機関等の周知活動

期日	団体	内容
10月6日	こども虐待防止 ながのオレンジ リボン	松本城から善光寺80km オレンジリボン たすきリレー 市長参加 メディア報道
10月13日	松本赤十字乳児 院里親支援セン ター「ひまわり」	里親さんを知る日 in 松本 講演会、パネルディスカッション、チラシ 配布等
10月20日	松本深志ライオ ンズクラブ	ハロウィンこども食堂 チラシ200枚配布
10月25日	こども虐待防止 ながのオレンジ リボン	市長表敬訪問 メディア報道

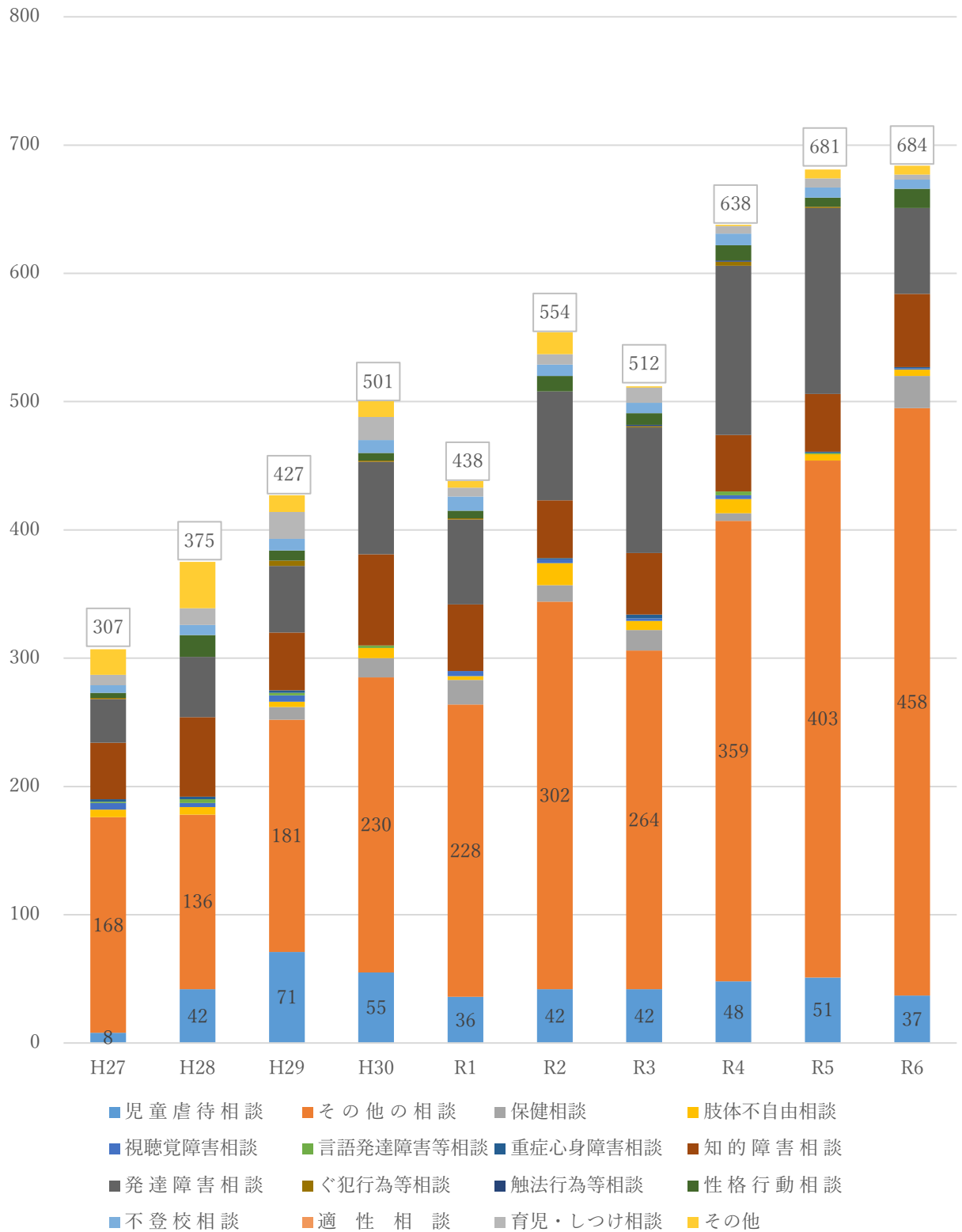
11月 3日	こども虐待防止 ながのオレンジ リボン	・第67回まつもと市民祭歩行者天国 ティッシュ6,000個、マスク2,000 0個、風船1,000個、チラシ1,000 枚の配布 ・松本城ライトアップセレモニー 市長参加 メディア報道
11月24日	長野県子どもを 虐待から守る民 間ネットワーク	ドキュメンタリー映画「REAL VOICE」上映 とミニトークの集い アンケート回収数 43枚

6 関係団体向け研修

- (1) 松本市民生委員・児童委員協議会児童福祉部会 1回
- (2) 子育てサポーター養成講座 1回
- (3) 指定障害児通所支援事業所 2事業所

令和6年度松本市こども家庭センターの運営状況

1 家庭児童相談 新規受理件数



2 主な相談内容と新規受理総数

	R2	R3	R4	R5	R6
虐 待	42	42	48	51	37
その他 養護	302	264	359	403	458
総数	554	512	638	681	684

3 傾向

家庭環境等による要支援(その他養護)の増加が目立ち、相談件数は過去最大となりました。

4 要因

その他養護に関する相談の増加については、こども家庭センターに関係部署間からの情報が集約されたので受理する案件が増えたこと、などが要因として考えられます。



松本市要対協代表者会議資料(2025/05/16)

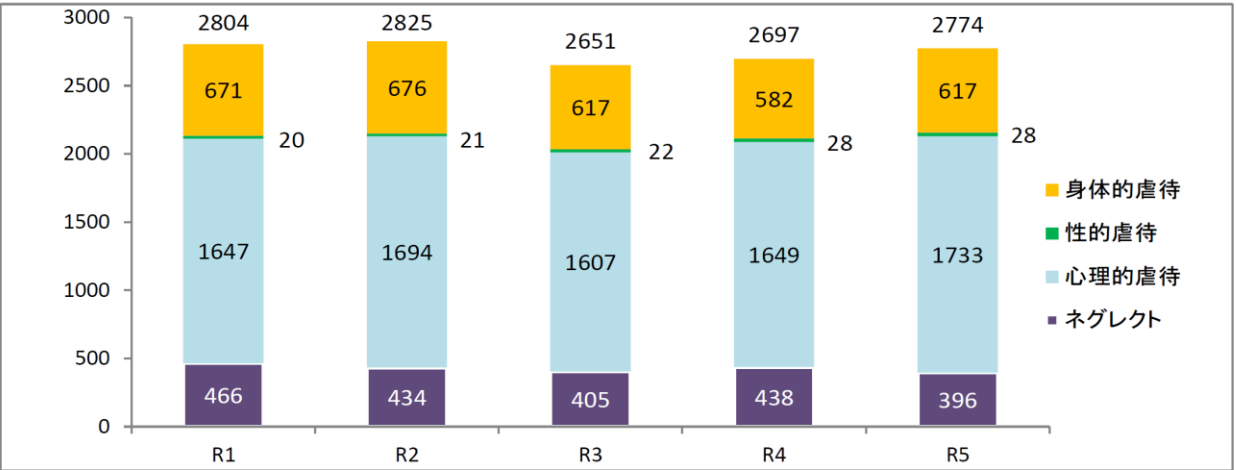
松本児童相談所

1 児童虐待相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数及び虐待の種別

児童虐待 相談対応件数		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長野県	件数	2,804	2,825	2,651	2,697	2,774
	対前年度比	118.3%	100.7%	93.8%	101.7%	102.9%
全 国	件数	193,780	205,044	207,659	219,170	—
	対前年度比	121.2%	105.8%	101.3%	105.5%	—

虐待の種別		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	件数	671	676	617	582	617
	構成比	23.9%	23.9%	23.3%	21.6%	22.2%
性的虐待	件数	20	21	22	28	28
	構成比	0.7%	0.7%	0.8%	1.0%	1.0%
心理的虐待	件数	1,647	1,694	1,607	1,649	1,733
	構成比	58.7%	60.0%	60.6%	61.1%	62.5%
ネグレクト	件数	466	434	405	438	396
	構成比	16.6%	15.4%	15.3%	16.2%	14.3%
(合計)		2,804	2,825	2,651	2,697	2,774



県内5つの児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2,774件(速報値)で、対前年度比77件(2.9%)の増加となりました。令和5年度は、対前年度比で令和4年度に引き続き、2年連続で増加となりました。

虐待の種別では、心理的虐待が1,733件で最も多く、次いで身体的虐待が617件となっています。

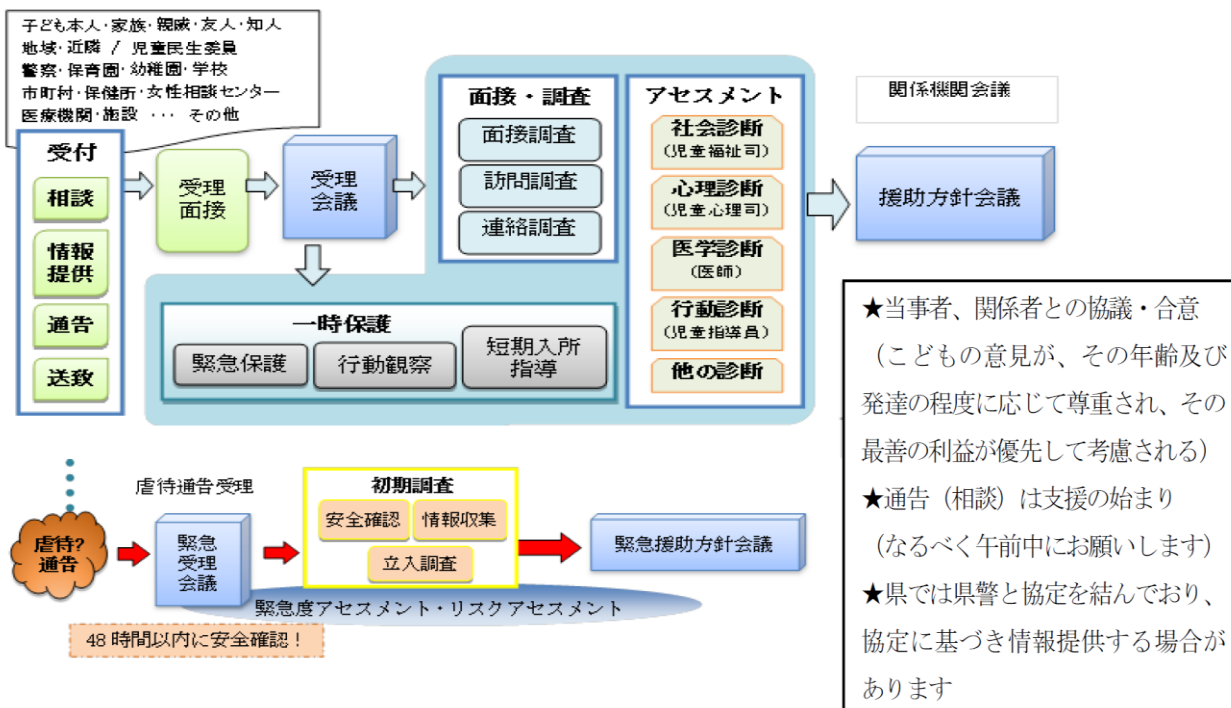
心理的虐待が最も多い理由として、児童がいる家庭での配偶者間やきょうだい児童に対する暴力事案(面前DV)について、警察からの通告が多いこと等が考えられます。

依然相談対応件数が高止まりしている理由として、

- ① 児童虐待に関する認識が高まり、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっていること
- ② 家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待という形につながりやすいこと等が考えられます。

児童虐待 相談対応件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松本児童相談所	6 1 1	6 4 1	5 2 9	6 1 7	6 1 2

○児童相談の流れ



こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(概要)

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施 (①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面)
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法(※)を検討。
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司(必要に応じて双方)が実施/担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。



■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項(※)をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン/児童相談所運営指針で定められている内容(一時保護の理由、目的等/入所等措置をとる理由等)、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項(※)について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

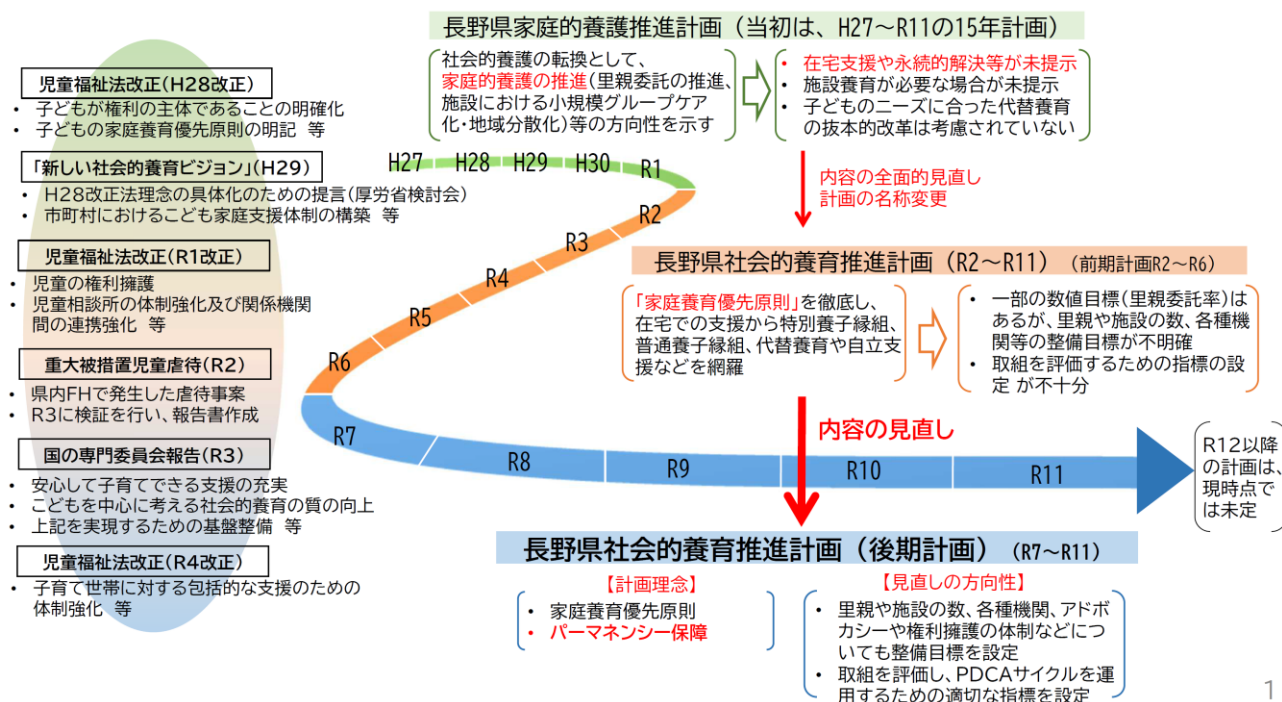
- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

長野県社会的養育推進計画見直し(後期計画の策定)について

「長野県家庭的養護推進計画」(平成27年度策定)を全面的に見直し、令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画」について、前期の計画期間が終了することから、現行計画における課題や令和4年度の児童福祉法改正等を踏まえ、現行計画の見直しを行ったうえで、後期計画(計画期間:令和7～11年度)を策定する



長野県社会的養育推進計画(後期計画)により目指す社会的養育の「すがた」

基本的な考え方

困難な問題を抱えるこどもや家庭をサポートするに当たっては、特に**こども自身が持つ「つながり」**をできるだけ維持することが必要

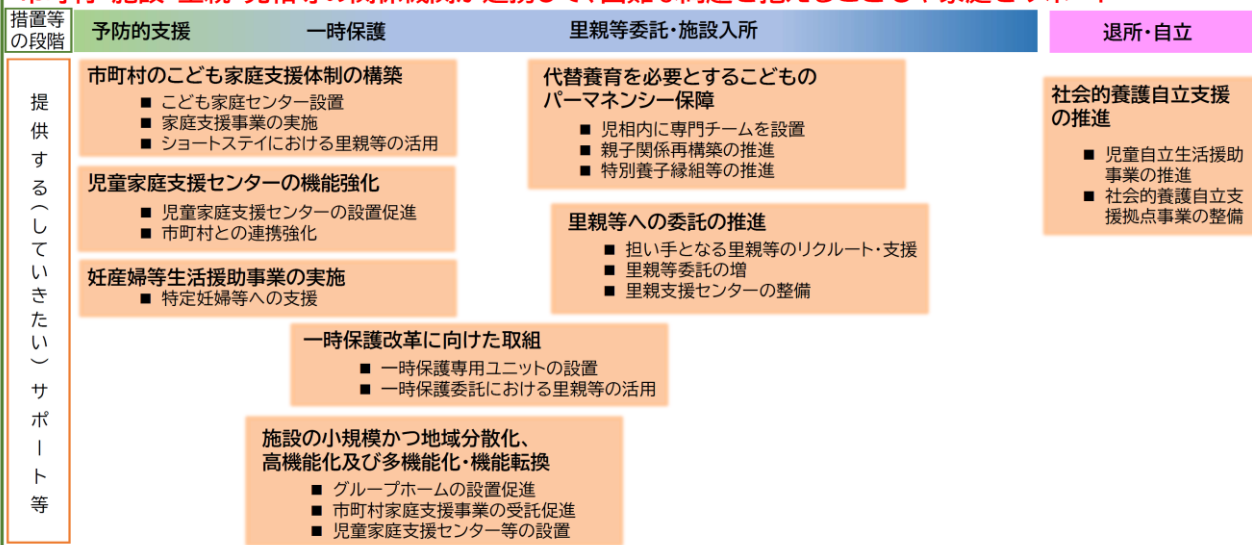
必要なサポートをできるだけこどもや家族の身近な地域内で完結

サポートのための資源(施設・サービス)を**地域ごとに整備**

親や家族・親せきとの「つながり」・家や所有物との「つながり」
地域との「つながり」・学校・友人との「つながり」など

目指す「すがた」

必要となる資源を地域ごとに整備し、**市町村・施設・里親・児相等の関係機関が連携して、困難な問題を抱えるこどもや家庭をサポート**



計画は、長野県ホームページに掲載 https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyougo/shakaitekiyouikusuishinkeikaku_3.html

【計画の目標】

こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること

(こどもの権利を守ること)

- こどもは、おとなと同じく権利の主体
- ただし、こどもは成長の途中であるため、おとなによる適切な保護・養育や配慮が必要
- こどもの生存や安全・安心にかかわる基本的な権利から、家族等への所属感等のアイデンティティにかかわる権利、さらには、より高次の自己実現のための権利までを包括的に保障

【計画の基本的考え方(計画の理念)】

- こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つ(家庭養育優先原則)
 - こどもが家庭で心身ともに健やかに養育されるよう支援することは国や地方公共団体の責務(児童福祉法第3条の2)
- こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つ(パーマネンシー保障)
 - こども自身が将来を見通せる信頼できるおとなとの関係を見出すことで、愛着(アタッチメント)形成やアイデンティティの確保につながり、そのことがより高次の自己実現のためのベースとなる

【計画の先にあるもの】

こどもがいまも、そしてこの先の未来においても(おとなになっても)幸福な生活を送ること

- こども施策の基本法である「こども基本法」第1条中の「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」という部分を、社会の構成員であるひとりひとりのこどもの視点に移したもの
- こどものための施策は、未来(将来)における幸福のみでなく、権利の主体であるこどものいま(現在)の幸福をもたらすのでなければならず、それがなければ未来における(おとなになったときの)幸福の実現も難しくなる

【長野県の特徴】

①専門的な経験やノウハウを持つ乳児院・児童養護施設が多い ②住民にとって最も身近な行政機関である市町村が多い ③広い県域のなかで、風土に根ざした地域ごとのつながりがある

【具体的な取組】

こどもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組

- こどもへのサポートの各段階(在宅支援、一時保護、施設入所・里親委託等)における、こどもからの意見聴取
- 被措置児童に対する意見表明等支援事業の実施

主な評価指標	R11目標値
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	100%

市町村がこどもや家庭をサポートしていくための取組

- 「こども家庭センター」設置・サポートプラン作成の支援
- 市町村による家庭支援事業の積極的な実施による、予防的支援の推進
- 「ショートステイ」等の里親等への委託推進
- 地域における在宅での専門的相談を担う「児童家庭支援センター」の設置促進と市町村との連携強化

主な評価指標	R11目標値
「こども家庭センター」設置市町村数	77市町村
市町村によるショートステイ等の委託が可能な里親・ファミリーホーム	中学校区に1世帯以上
児童家庭支援センターの設置数	15か所

こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組

- 「妊産婦等生活援助事業」の更なる展開
- 助産制度の周知

主な評価指標	R11目標値
「妊産婦等生活援助事業」の実施箇所数	4か所

ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護のための取組

- できるだけ家庭に近い環境での一時保護
- ひとりひとりのこどもに合った一時保護の取組(学習の保障・施設内のルールの簡素化等)
- 県の一時保護所のあり方の見直し

主な評価指標	R11目標値
児童養護施設などが設置している一時保護専用施設又は専用ユニットの数	8～10か所
常時、一時保護委託の打診が可能な里親数(1か所の里親支援センター当たり)	3世帯以上

こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるための取組

- 児童相談所へのパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置
- 親子関係再構築支援の充実
- 特別養子縁組の推進

主な評価指標	R11目標値
パーマネンシー保障・親子関係再構築を行う児童相談所の体制整備	担当チーム設置
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	10件程度

できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活するための取組

- 乳幼児については里親・FHへの委託を原則
- 里親リクルートの推進
- 里親のリクルートからこどもの委託後・委託解除後までの一貫した、里親・里子への支援体制の構築

主な評価指標	R11目標値
里親・FHへの委託率	55.6%
里親支援センターの設置数	10か所

施設が地域のなかで進化するための取組

- 良好な家庭的な環境となるグループホームの設置促進
- 一時保護専用施設又は専用ユニットの設置促進
- 児童家庭支援センターや里親支援センターの設置促進
- 市町村が実施する家庭支援事業の受託促進
- 障害児入所施設における家庭的環境の整備等

主な評価指標	R11目標値
施設入所定員のうち、グループホーム定員数の割合	50%程度
市町村の家庭支援事業※を委託されている施設の割合	100%

※ここでは家庭支援事業のうちショートステイ及び子育て家庭訪問支援事業を指す

施設や里親の家などを経験した人の自立のサポート

- 児童養護施設などにおける児童自立生活援助事業の実施の推進
- 社会的養護自立支援拠点事業の推進

主な評価指標	R11目標値
児童自立生活援助事業の実施箇所数	16以上
「社会的養護自立支援拠点事業」の実施箇所数	2～4か所

児童相談所のはたらきをさらに高めるための取組

- 中核市で児童相談所設置希望があった場合の支援
- 専門職員の確保・育成、スーパーバイザーの育成
- 関係機関との連携強化(措置後の市町村との連携等)
- 児童相談所の配置検討

主な評価指標	R11目標値
こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った児童相談所職員の数	25人以上

その他の取組

- 計画の周知や計画の推進を担う人材の育成等

ヤングケアラー支援体制について

1 ヤングケアラーの把握状況

- (1) 令和5年度
8世帯 15名（令和6年2月9日時点）
- (2) 令和6年度
16世帯 26名（令和7年3月31日時点）

2 ヤングケアラー・コーディネーター配置について

- (1) 人員体制
1名
- (2) 資格
社会福祉士

3 こども安心訪問支援事業

- (1) 事業概要
虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため、訪問支援員が自宅を訪問し悩み事や不安に対し傾聴で対応しつつ、家事や育児の支援を行うもの
- (2) 対象家庭
 - ア 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - イ 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ウ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
 - エ 乳児院、児童養護施設や養育里親等に措置されている児童の家庭復帰のための支援が必要な家庭
 - オ 養育里親又は特別養子縁組等により現に児童を養育しており、特に支援を必要としている家庭
- (3) 支援内容
 - ア 対象世帯の状況確認、世帯員からの悩み事や不安の聞き取り
 - イ 世帯員にかかわる家事（掃除、洗濯、調理）、介助、通院や登園等の送迎

(4) 支援実績

世帯区分	生活保護 世帯	住民税非 課税世帯	年収360万円 世帯相当	計
訪問実世帯数	0世帯	2世帯	1世帯	3世帯
延べ利用件数	0件	46件	5件	51件
延べ利用時間数	0時間	56.5時間	5時間	61.5時間

4 ヤングケアラー実態把握調査の実施

(1) 目的

ヤングケアラーの実態把握及びアンケートをとおして、認知度を高め子ども自身が声を出せるような環境を構築する。

(2) 対象児童

小学5年生から中学3年生の市内全児童・生徒

(3) 実施期間

令和7年1月14日（火）から1月27日（月）

(4) 実施方法

タブレット端末による回答

(5) 実施結果

ア 小学校

- (ア) 対象児童数 4,094名 ※
- (イ) 回収数及び回収率 2,658名 64.9%
- (ウ) ヤングケアラーと判断した数 2名

イ 中学校

- (ア) 対象児童数 6,233名 ※
- (イ) 回収数及び回収率 3,256名 52.2%
- (ウ) ヤングケアラーと判断した数 1名

※ 対象児童・生徒数は令和6年9月30日時点のもの。市内の調査に協力頂けた私立等の小中学校の児童・生徒（他市町村から通学している児童・生徒含む）を含みます。

※ 詳細は、資料4-1を参照。

5 一般市民及び関係者向けの講演会の開催

一般財団法人長野県児童福祉施設連盟、公益財団法人明治安田こころの健康財団、明治安田生命保険相互会社と共同で講演会を開催。

- (1) 日 時 令和6年7月4日（木）午前10時10分から午前11時30分
- (2) 会 場 中央公民館(Mウイング)
- (3) 講 師 友田 智佳恵氏（一般社団法人ケアラーワークス）
- (4) 参加者 200名（関係団体、民生委員・児童委員、一般市民含む。主催者発表）

6 ヤングケアラー・コーディネーターを中心とした研修会・勉強会の開催

- (1) 民生委員・児童委員協議会児童福祉部会研修会

ア 日時 令和6年4月24日（水）

イ 会場 松本市総合社会福祉センター

- (2) 河西部包括エリアケアマネ勉強会

ア 日時 令和6年7月2日（木）

イ 会場 島内地区公民館講堂

ウ 対象 地域包括支援センター職員、介護支援専門員

- (3) こども法務実習事前学習

ア 日時 令和6年7月3日（金）

イ 会場 信州大学

ウ 対象 信州大学経法学部学生

- (4) 子育てサポーター養成講座

ア 日時 令和6年10月9日（水）

イ 会場 あがたの森文化会館

ウ 対象 子育てサポーター養成講座受講者

7 周知啓発活動

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの月間等を通しての周知啓発活動の実施

松本市 ヤングケアラー実態把握調査報告書

令和7年3月

目次

I 調査概要	1
II 調査結果の詳細	2
第1節 小学生の回答	2
第2節 中学生の回答	6
第3節 参考資料.....	10

I 調査概要

1 調査の目的

ヤングケアラーの状態にある子どもへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性・緊急性が高い子どもを特定し、優先的に支援を展開していくことが重要であるとされています。しかし、家庭内のデリケートな問題でもあり「子ども自身、自分がヤングケアラーの状態にあることに気付いていない」ことが課題となっています。

そこで、児童・生徒を対象とした実態把握のアンケート調査を行うことで、子どもの気付きを促すとともに、子ども自身が支援の希望を発信しやすい状況を提供し、ヤングケアラーの実態把握・必要な支援につなげることを目的とするものです。

2 調査の実施方法

◆調査対象者：松本市内の私立等を含めた全小中学校のうち、実態把握調査への協力を頂けた小中学校を対象に配布し、小学校は31校中29校、中学校は22校中21校の児童生徒から回答があった。

◆実施期間：令和7年1月14日（火）～令和7年1月27日（月）

◆調査方法：市内の全小中学校に依頼し、児童生徒がタブレット端末で回答できるよう Web アンケート形式で実施した。

◆調査の概要

〈全員〉：ヤングケアラーに該当の有無・ヤングケアラー関連事業への認知状況

〈ヤングケアラーに該当する者〉：ケアの対象者・ケアする理由・ケアの内容・学校生活への影響

※ 本調査ではヤングケアラーについて、参考資料 P11・P16 に示した図表を用いて説明した。

3 回収結果

◆小学生 対象児童数：4,094名※ 回収数：2,658件 回収率 64.9%

◆中学生 対象生徒数：6,233名※ 回収数：3,256件 回収率 52.2%

※令和6年9月30日時点のもの。対象の児童・生徒数には、私立等の小中学校の児童・生徒（他市町村から通学している児童・生徒含む）を含む。

4 その他

◆回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入している。そのため、単数回答であっても合計が100.0%にならない場合がある。

◆グラフ中の「n」は Number of case の略で、「n=」は該当質問の有効回答数を表す。なお、無回答の処理によって、有効回答数が異なる場合がある。

◆図表のタイトルや選択肢は、簡略化している場合がある。

Ⅱ 調査結果の詳細

第1節 小学生の回答

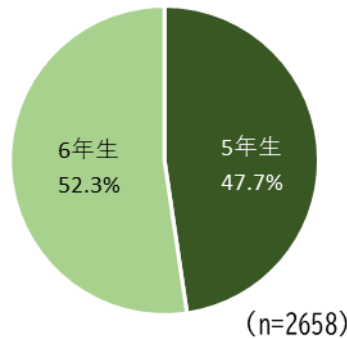
1 全員の回答

(1) 回答者属性

- ・「学年」については、5年生と6年生の回答が、ほぼ同率となっている。
- ・「性別」については、男女の割合が、ほぼ同率となっている。

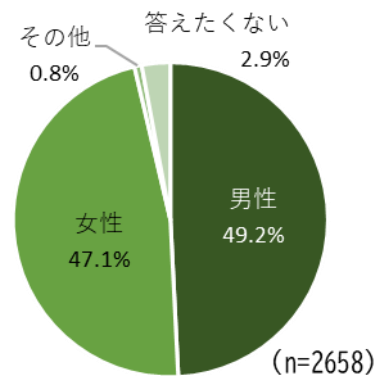
① 学年（問1）

	度数(人)	%
5年生	1,267	47.7
6年生	1,391	52.3
合計	2,658	100.0



性別（問2）

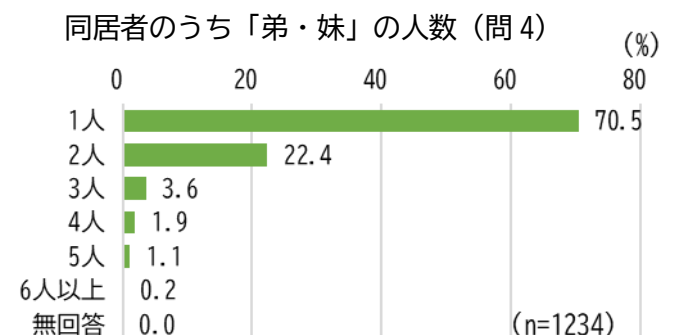
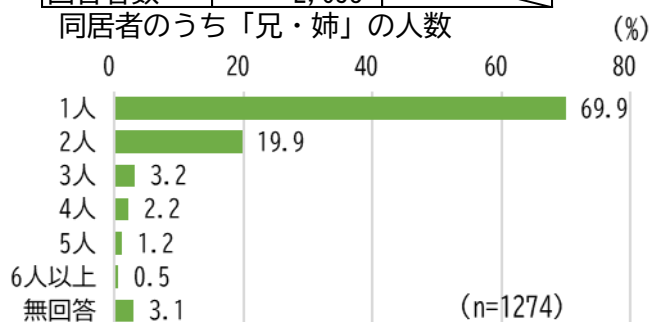
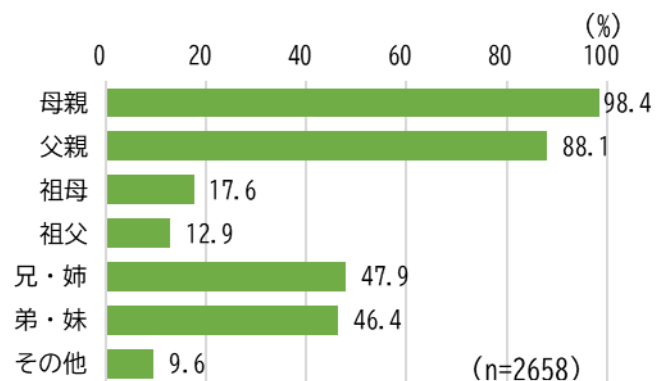
	度数(人)	%
男性	1,308	49.2
女性	1,252	47.1
その他	20	0.8
答えたくない	78	2.9
合計	2,658	100.0



- ・同居している家族は母親が 98.4%で、父親は 88.1%となっている。
- ・「兄・姉」「弟・妹」との同居は、それぞれ1人は7割程度で、2人いるという回答は、2割ほどになっている。

② 一緒に住んでいる家族（問4（複数回答））

	度数(人)	%
母親	2,616	98.4
父親	2,343	88.1
祖母	468	17.6
祖父	342	12.9
兄・姉	1,274	47.9
弟・妹	1,234	46.4
その他	256	9.6
回答者数	2,658	

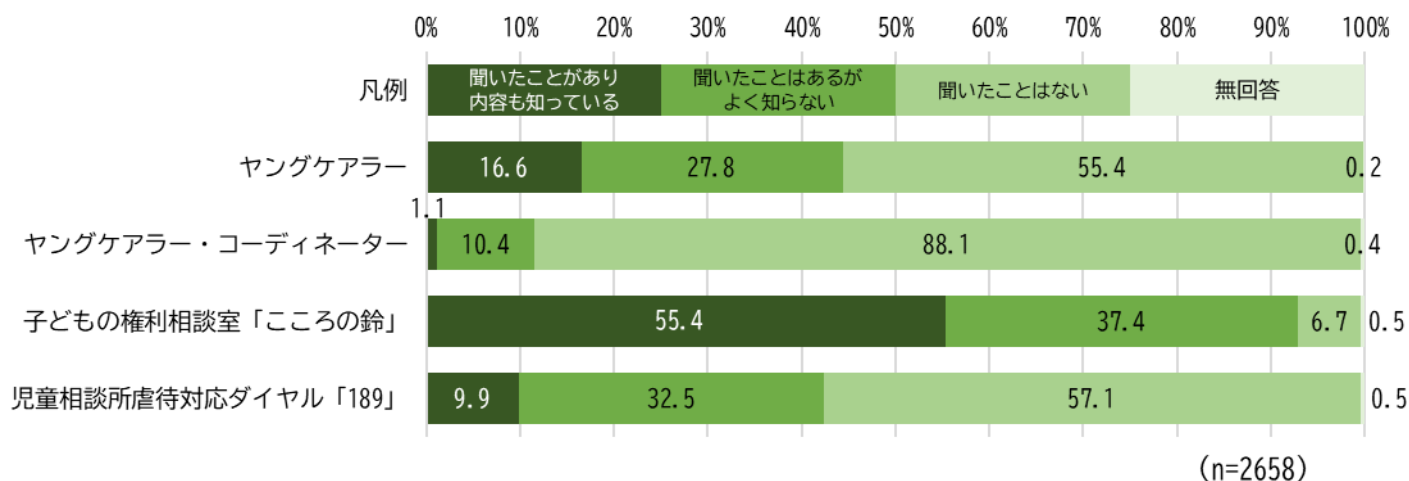


③ ヤングケアラーに関する事業の認知度

- 名称や事業の認知度を訪ねたところ、「聞いたことがあり、内容もよく知っている」という回答は「ヤングケアラー」は16.6%となっている。
- ヤングケアラーに関する事業への認知では「ヤングケアラー・コーディネーター」は1.1%、子どもの権利相談室「こころの鈴」は55.4%となっている一方、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、9.9%となっている。

④ 「ヤングケアラー」に関する事業の認知度

	ヤングケアラー		ヤングケアラー・コーディネーター		子どもの権利相談室「こころの鈴」		児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
聞いたことがあり 内容も知っている	440	16.6	30	1.1	1,472	55.4	262	9.9
聞いたことはあるが よく知らない	740	27.8	276	10.4	995	37.4	864	32.5
聞いたことはない	1,472	55.4	2,341	88.1	178	6.7	1,519	57.1
無回答	6	0.2	11	0.4	13	0.5	13	0.5
合計	2,658	100.0	2,658	合計	2,658	100.0	2,658	100.0

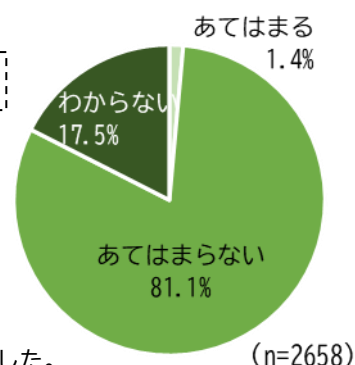


2 ヤングケアラーに当てはまると思う人の回答

(1) ヤングケアラーへの該当状況 (問 6)

- 「あてはまる」は、1.4%で、「わからない」は、17.5%になっている。

	度数(人)	%
あてはまる	38	1.4
あてはまらない	2,155	81.1
わからない	465	17.5
合計	2,658	100.0

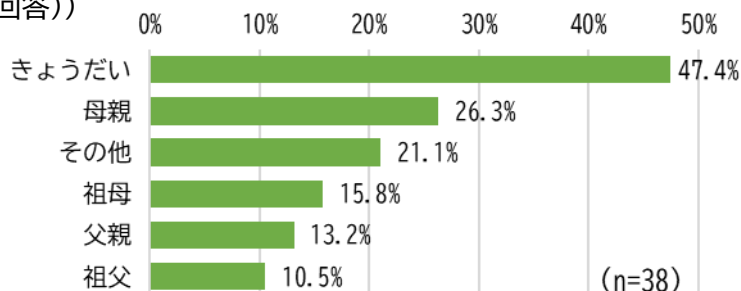


※本調査ではヤングケアラーについて、参考資料 P11・P16 に示した図表を用いて説明した。

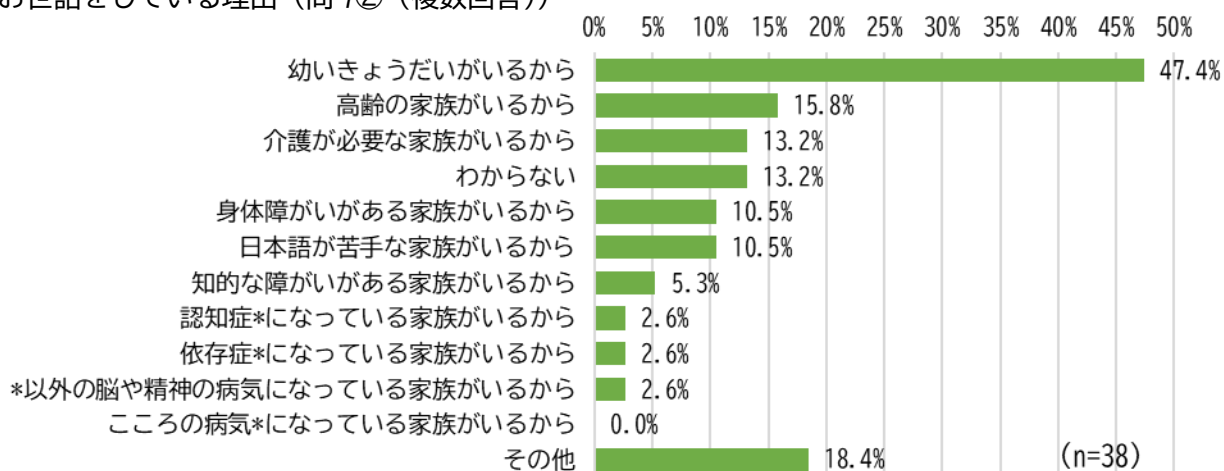
(2) お世話をしている状況

- お世話をしている人で最も多いのは「きょうだい」で、47.4%で、次いで「母親」が26.3%、「祖母」は15.8%になっている
- お世話している理由としては「若いきょうだいがいるから」が47.4%、「高齢の家族がいるから」は15.8%となっている。
- お世話の内容は、「家事」が50.0%、次いで「きょうだいのお世話や送り迎え」は47.4%となっている。

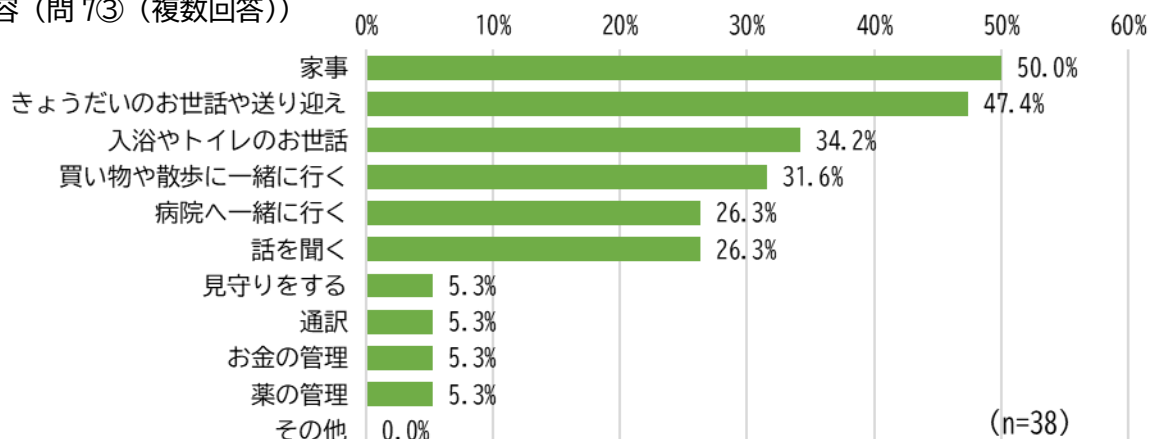
① お世話をしている人 (問 7① (複数回答))



② お世話をしている理由 (問 7② (複数回答))



③ お世話の内容 (問 7③ (複数回答))

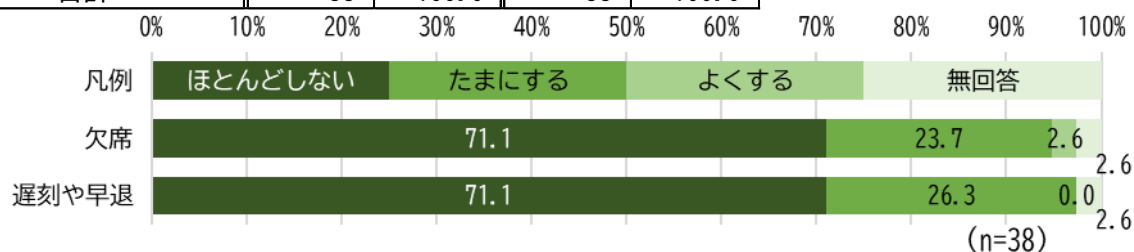


(3) 学校生活の状況

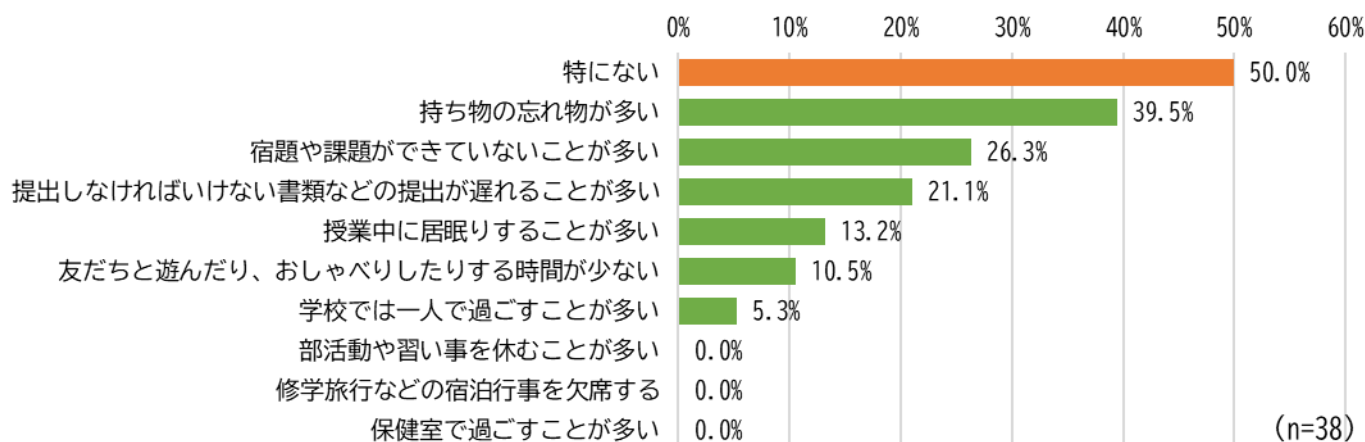
- 「欠席」と「遅刻や早退」について「ほとんどしない」はそれぞれ 71.1%となっている。
- 「学校生活の様子」については、問題となる事柄は「特にない」が 50.0%で、何らかの問題を抱えている者は、50.0%となる。問題として最も多いのが「持ち物の忘れ物が多い」の 39.5%で、次いで「宿題や課題ができていないことが多い」が 26.3%、「提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い」が 21.1%となっている。

① 欠席・遅刻や早退 について (問 7④)

	欠席		遅刻や早退	
	度数(人)	%	度数(人)	%
ほとんどしない	27	71.1	27	71.1
たまにする	9	23.7	10	26.3
よくする	1	2.6	0	0.0
無回答	1	2.6	1	2.6
合計	38	100.0	38	100.0

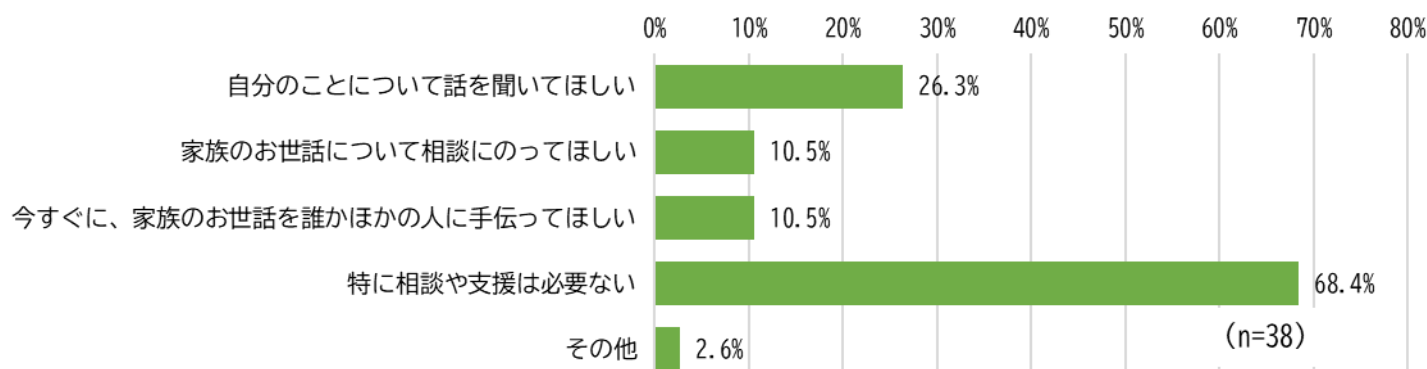


② 学校生活の様子 (問 7⑤ (複数回答))



(4) あなたの気持ち (問 11 (複数回答))

- 「自分のことについて話を聞いてほしい」が 26.3%になっている。



第2節 中学生の回答

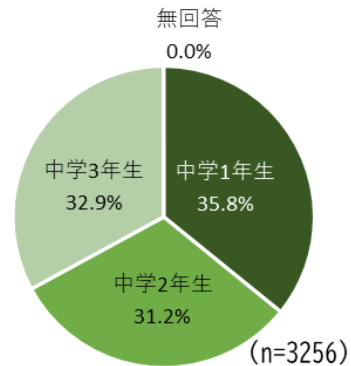
1 全員の回答

(1) 回答者属性

- 「学年」については、各学年でほぼ同率となっている。
- 「性別」については、男女の割合が、ほぼ同率となっている。

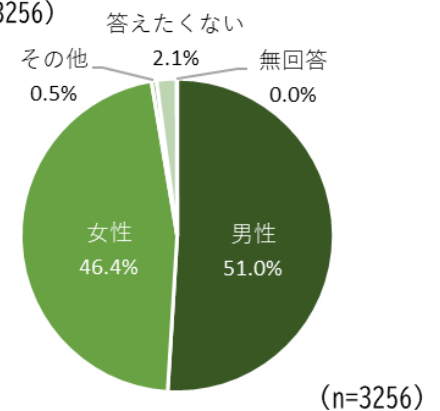
① 学年（問1）

	度数(人)	%
中学1年生	1,167	35.8
中学2年生	1,017	31.2
中学3年生	1,071	32.9
無回答	1	0.0
合計	3,256	100.0



② 性別（問2）

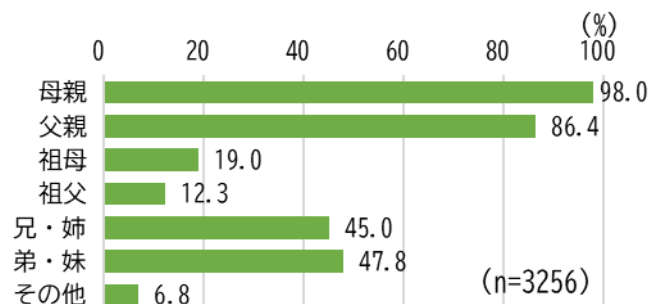
	度数(人)	%
男性	1,660	51.0
女性	1,510	46.4
その他	17	0.5
答えたくない	68	2.1
無回答	1	0.0
合計	3,256	100.0



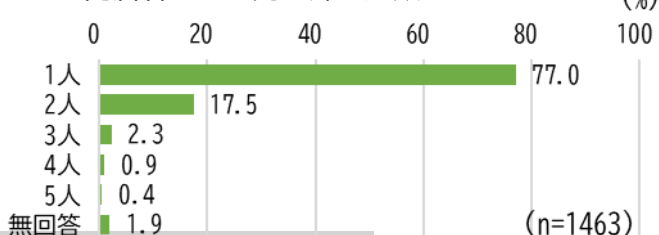
- 同居している家族は母親が 98.0%で、父親は 86.4%となっている。
- 「兄・姉」1人との同居は、8割弱で、2人いるという回答は、2割弱ほどになっている。「弟・妹」1人との同居は7割程度で、2人いるという回答は、2割強となっている。

③ 一緒に住んでいる家族（複数回答）

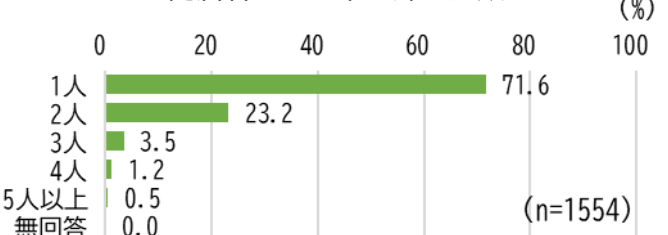
	度数(人)	%
母親	3,182	98.0
父親	2,806	86.4
祖母	616	19.0
祖父	399	12.3
兄・姉	1,463	45.0
弟・妹	1,554	47.8
その他	220	6.8
回答者数	3,256	



同居者のうち兄・姉の人数



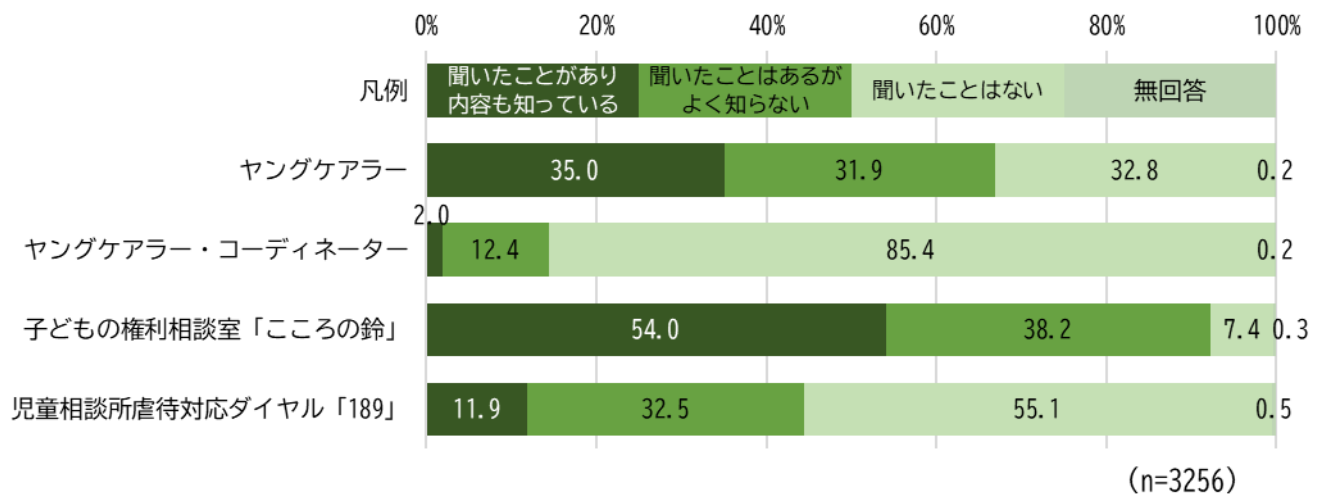
同居者のうち弟・妹の人数



(2) ヤングケアラーに関する事業の認知度

- 名称や事業の認知度を訪ねたところ、「聞いたことがあり、内容も知っている」という回答について「ヤングケアラー」は、35.0%であり、子どもの権利相談室「こころの鈴」は54.0%となっている。一方、「ヤングケアラー・コーディネーター」は、2.0%で、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は11.9%となっている。

	ヤングケアラー		ヤングケアラー・コーディネーター		子どもの権利相談室「こころの鈴」		児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
聞いたことがあり 内容も知っている	1,140	35.0	64	2.0	1,759	54.0	388	11.9
聞いたことはあるが よく知らない	1,040	31.9	404	12.4	1,245	38.2	1,057	32.5
聞いたことはない	1,068	32.8	2,780	85.4	242	7.4	1,795	55.1
無回答	8	0.2	8	0.2	10	0.3	16	0.5
合計	3,256	100.0	3,256	100.0	3,256	100.0	3,256	100.0

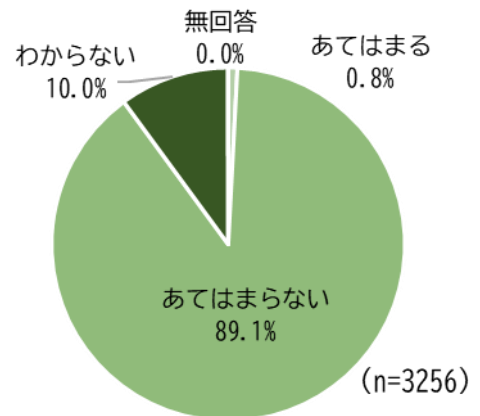


2 ヤングケアラーに当てはまると思う人の回答

(1) ヤングケアラーへの該当状況 (問 6)

- あてはまるは、0.8%で、わからないは、10.0%になっている。

	度数(人)	%
あてはまる	27	0.8
あてはまらない	2,901	89.1
わからない	327	10.0
無回答	1	0.0
合計	3,256	100.0

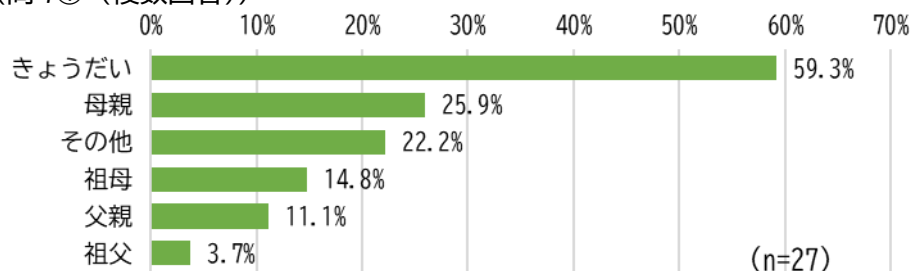


※本調査ではヤングケアラーについて、参考資料 P11・P16 に示した図表を用いて説明した。

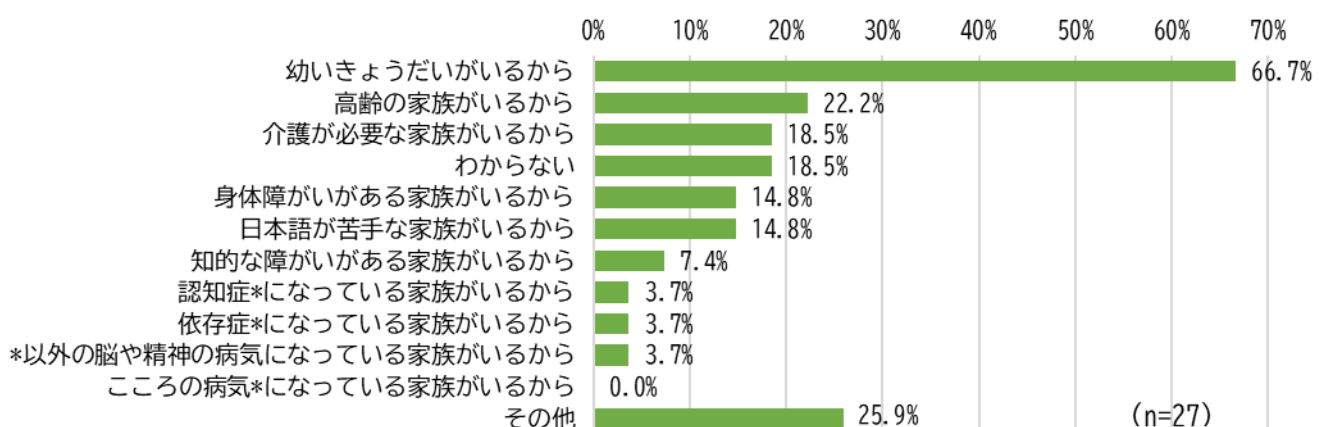
(2) お世話をしている状況

- お世話をしている人で最も多いのは「きょうだい」で、59.3%、次いで「母親」が 25.9%、「祖母」は 14.8%になっている
- お世話している理由としては「幼いきょうだいがいるから」が 66.7%「高齢の家族がいるから」が 22.2%、となっている。
- お世話の内容は「家事」が 70.4%、次いで「きょうだいのお世話や送り迎え」は 51.9%になっている。

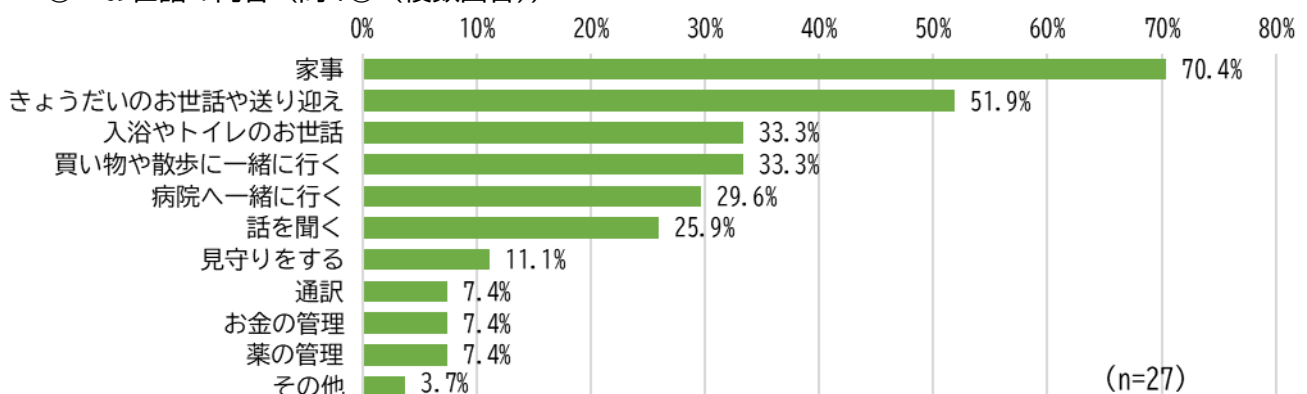
① お世話をしている人 (問 7① (複数回答))



② お世話をしている理由 (問 7② (複数回答))



③ お世話の内容 (問 7③ (複数回答))

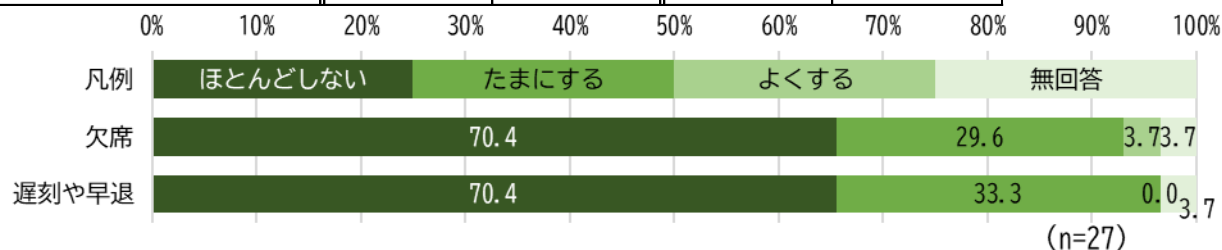


(3) 学校生活の状況

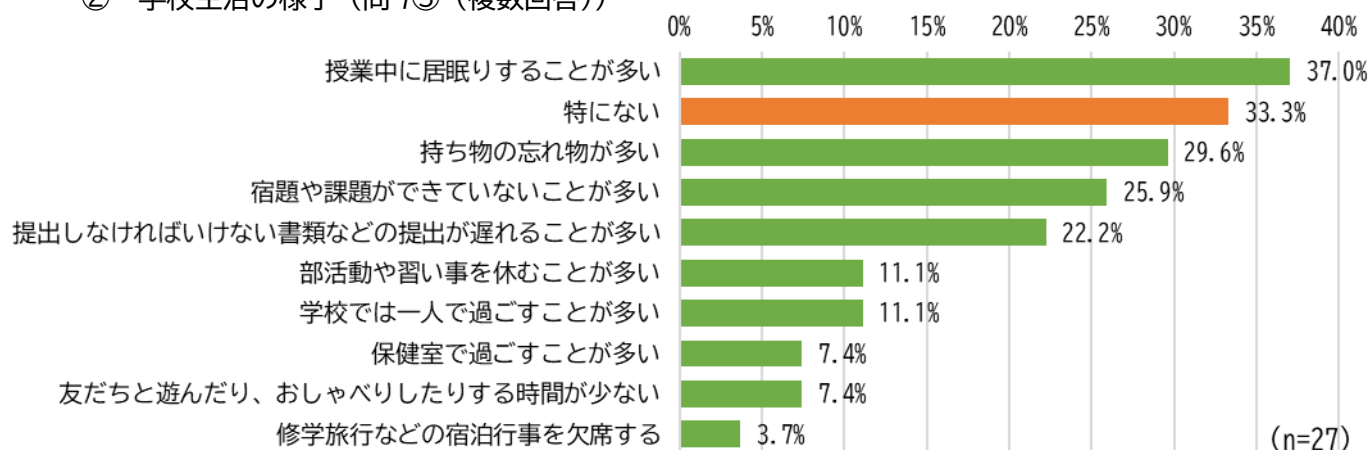
- 「欠席」と「遅刻や早退」について「ほとんどしない」はそれぞれ 70.4%となっている。
- 「学校生活の様子」については、問題となる事柄は「特にない」が 33.3%で、何らかの問題を抱えている者は、66.7%となる。問題として最も多いのが「授業中に居眠りすることが多い」で 37.0%、次いで「持ち物の忘れ物が多い」が、29.6%となっている。

① 欠席・遅刻や早退について（問 7④）

	欠席		遅刻や早退	
	度数(人)	%	度数(人)	%
ほとんどしない	19	70.4	19	70.4
たまにする	8	29.6	9	33.3
よくする	1	3.7	0	0.0
無回答	1	3.7	1	3.7
合計	27	100.0	27	100.0

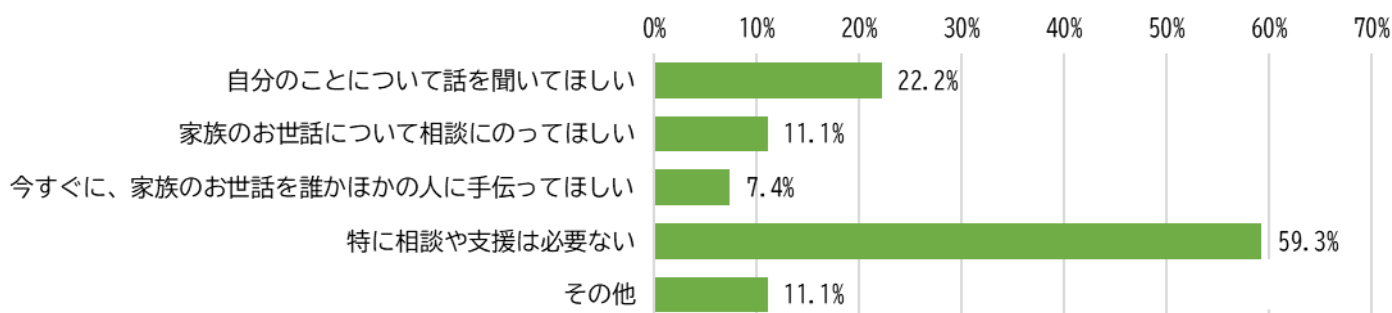


② 学校生活の様子（問 7⑤（複数回答））



③ あなたの気持ち（問 11（複数回答））

- 「自分のことについて話を聞いてほしい」が 22.2%、「家族のお世話について相談に乗ってほしい」が 11.1%になっている。



第3節 参考資料

1 アンケートの内容

(1) 小学生

小学生の生活(ヤングケアラー)についてのアンケート

<https://questant.jp/q/B177NWW6>

このアンケートへの回答内容(ないよう)は、おうちの人を含(ふく)め、ほかの誰かに知られることはありません。安心して回答してください。

I. あなた自身のことについて

問1 あなたの学年を教えてください。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 5年生
2. 6年生

問2 あなたの性別(せいべつ)を教えてください。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 男	2. 女	3. その他	4. 答えたくない
------	------	--------	-----------

問3 あなたが通っている学校名を教えてください。(あてはまる学校1つを選ぶ)

--

問4 あなたが一緒(いっしょ)に住んでいるのは誰(だれ)ですか。(あてはまる番号をすべて選ぶ)

1. お母さん	5. 兄・姉 ⇒ () 人
2. お父さん	6. 弟・妹 ⇒ () 人
3. おばあさん	7. その他 ()
4. おじいさん	

II. ヤングケアラーについて

家事や家族のお手伝いをするのは、価値（かち）のあることです。しかし、大人が家事や家族のお世話をせず、大人に代わって、子どもが家事や家族のお手伝いをとても多くしすぎることで、「勉強したい」、「遊びたい」と思っても、そういったことができなくなってしまうことがあります。こうした子どものことを「ヤングケアラー」といいます。

ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

問5 ヤングケアラーという言葉をごまでに聞いたことがありましたか。（あてはまる番号1つを選ぶ）

- | |
|----------------------------|
| 1. 聞いたことがあり、内容（ないよう）も知っている |
| 2. 聞いたことはあるが、よく知らない |
| 3. 聞いたことはない |

問6 あなたはヤングケアラーにあてはまると思いますか。（あてはまる番号1つを選ぶ）

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. あてはまる | 2. あてはまらない | 3. わからない |
|----------|------------|----------|

「1. あてはまる」を選んだ人は「問7」へ

「2. あてはまらない」「3. わからない」を選んだ人は「問8」へ

問7 問6で「1. あてはまる」を選んだ方にお聞きします。あなたは誰（だれ）に、どのような理由でお世話をしていますか。また、どのようなお世話をしていますか。

① あなたがお世話をしている人（あてはまる番号すべてを選ぶ）

- | |
|---------|
| 1. お母さん |
| 2. お父さん |

3. おばあさん
4. おじいさん
5. きょうだい
6. その他 ()

② あなたがお世話をしている人は、どのような理由でお世話が必要ですか。

あなたがお世話をしている人の状態であてはまるものを選んでください。

(あなたがお世話をしている人が何人かいる場合には、あてはまる番号をすべて選ぶ。

(お世話をしている人が1人の場合でもあてはまる番号をすべて選ぶ)

1. 幼(おさない)い兄弟・姉妹(きょうだい)がいるから
2. 高齢(こうれい)の家族がいるから
3. 介護(食事や身の回りのお世話)が必要な家族がいるから
4. 認知症(にんちしょう=記憶(きおく)や判断(はんだん)がうまくできなくなる病気)になっている家族がいるから
5. 身体(からだ)に障がい(しょうがい)がある家族がいるから
6. 知的な障がい(しょうがい)がある家族がいるから
7. こころの病気(うつ病など)になっている家族がいるから
8. 依存症(いぞんしょう=お酒やギャンブルなどをやめられず、生活に問題を抱えている)になっている家族がいるから
9. 4, 7, 8 以外の脳や精神の病気になっている家族がいるから
10. 日本語が苦手な家族がいるから
11. その他 ()
12. わからない

③ あなたはどのようなお世話をしていますか。

(お世話をしている人が何人かいる場合には、あてはまる番号すべてを選ぶ。)

1. 家事(食事の準備(じゅんび)や掃除(そうじ)、洗濯(せんたく))
2. きょうだいのお世話や送り迎(むか)え
3. 入浴やトイレのお世話
4. 買い物や散歩に一緒(いっしょ)に行く
5. 病院へ一緒(いっしょ)に行く
6. 話を聞く
7. 見守り(様子(ようす)を見て困っていれば手助け)をする
8. 通訳(日本語や手話など)
9. お金の管理
10. 薬の管理
11. その他 ()

④ あなたは学校を欠席したり、遅刻(ちこく)や早退(そうたい)をすることがありますか。

欠席することについて

1. ほとんどしない	2. たまにする	3. よくする
------------	----------	---------

遅刻や早退について

1. ほとんどしない	2. たまにする	3. よくする
------------	----------	---------

⑤ 学校生活などにおいて、以下の中であてはまるものがありますか。

(あてはまる番号すべてを選ぶ)

1. 授業中(じゅぎょうちゅう)に寝(ね)てしまうことが多い
2. 宿題ができていないことが多い
3. 持ち物の忘れ物が多い
4. 習いごとを休むことが多い
5. 提出物(ていしゅつぶつ)を出すのが遅(おく)れることが多い
6. 修学旅行(しゅうがくりょこう)などの宿泊(しゅくはく)での行事を欠席する
7. 保健室(ほけんしつ)にすることが多い
8. 学校では一人であることが多い
9. 友だちと遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない
10. 特にない

問8 松本市には「ヤングケアラー・コーディネーター」という、ヤングケアラーにあてはまる人の相談にのる専門(せんもん)の職員(しょくいん)がいます。これまでに、ヤングケアラー・コーディネーターという言葉聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 聞いたことがあり、内容(ないよう)も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問9 松本市には、子どもの権利相談室(けんりそうだんしつ)「こころの鈴(すず)」という、子どもを様々な被害(ひがい)から守るための相談室があります。

これまでに、子どもの権利相談室「こころの鈴(すず)」という言葉聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問10 児童相談所全国共通3桁(けた)ダイヤル「189」という言葉をこれまで聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問11 問6で、自分は、ヤングケアラーに「1.あてはまる」と答えた人にお聞きします。

あなたの気持ちはどれに近いですか？(あてはまる番号すべてを選ぶ)

1. 自分のことについて話を聞いてほしい

2. 家族のお世話について相談にのってほしい
3. 今すぐに、家族のお世話を誰（だれ）かほかの人に手伝ってほしい
4. その他（ ）

上記のいずれかにあてはまる人は組と名簿（めいぼ）番号を教えてください。（それぞれ番号を入力する）

組：
名簿（めいぼ）番号：

(2) 中学生

中学生の生活実態(ヤングケアラー)についてのアンケート

<https://questant.jp/q/32ES7KQT>

このアンケートへの回答内容は、保護者を含め第三者に知られることはありません。安心して回答してください。

I. あなた自身のことについて

問1 あなたの学年を教えてください。(あてはまる番号1つを選択)

1. 中学1年生
2. 中学2年生
3. 中学3年生

問2 あなたの性別を教えてください。(あてはまる番号1つを選択)

1. 男性	2. 女性	3. その他	4. 答えたくない
-------	-------	--------	-----------

問3 あなたが通っている学校の名前を教えてください。(あてはまる学校名を選択)

--

問4 現在一緒に住んでいる家族について教えてください。(あてはまる番号すべてを選択)

1. 母親	5. 兄・姉 ⇒ () 人
2. 父親	6. 弟・妹 ⇒ () 人
3. 祖母	7. その他 ()
4. 祖父	

II. ヤングケアラーについて

家事や家族のお手伝いをするのは、価値のあることです。しかし、大人が家事や家族のお世話をせず、大人に代わって、子どもが家事や家族のお手伝いをとても多くしすぎることで、「勉強したい」、「遊びたい」と思っても、そういったことができなくなってしまうことがあります。こうした子どものことを「ヤングケアラー」といいます。

ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

問5 ヤングケアラーという言葉をごまでに聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

- | |
|----------------------|
| 1. 聞いたことがあり、内容も知っている |
| 2. 聞いたことはあるが、よく知らない |
| 3. 聞いたことはない |

問6 あなたはヤングケアラーにあてはまると思いますか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. あてはまる | 2. あてはまらない | 3. わからない |
|----------|------------|----------|

「1. あてはまる」を選んだ人は「問7」へ

「2. あてはまらない」「3. わからない」を選んだ人は「問8」へ

問7 問6で「1. あてはまる」を選んだ方にお聞きします。あなたは誰に、どのような理由でお世話をしていますか。また、どのようなお世話をしていますか。

① あなたがお世話をしている人 (あてはまる番号すべてを選ぶ)

- | |
|---------|
| 1. お母さん |
| 2. お父さん |

3. おばあさん
4. おじいさん
5. きょうだい
6. その他 ()

② どのような理由でお世話が必要ですか。お世話をしている人の状態であてはまるものを選んでください。

(お世話をしている人が何人かいる場合には、あてはまる番号すべて選ぶ。

(お世話をしている人が1人の場合には、最もあてはまる番号を1つ選ぶ)

1. 幼いきょうだいがいるから
2. 高齢の家族がいるから
3. 介護（食事や身の回りのお世話）が必要な家族がいるから
4. 認知症（にんちしょう＝記憶（きおく）や判断（はんだん）がうまくできなくなる病気）になっている家族がいるから
5. 身体障がいがある家族がいるから
6. 知的な障がいがある家族がいるから
7. こころの病気（うつ病など）になっている家族がいるから
8. 依存症（いぞんしょう＝お酒やギャンブルなどをやめられず、生活に問題を抱えている）になっている家族がいるから
9. こころの病気や依存症（いぞんしょう）以外の病気になっている家族がいるから
10. 日本語が苦手な家族がいるから
11. その他 ()
12. わからない

③ あなたはどのようなお世話をしていますか。(お世話をしている人が何人かいる場合には、あてはまる番号すべてを選ぶ。)

1. 家事（食事の準備や掃除、洗濯）
2. きょうだいのお世話や送り迎え
3. 入浴やトイレのお世話
4. 買い物や散歩に一緒に行く
5. 病院へ一緒に行く
6. 話を聞く
7. 見守り（様子（ようす）を見て困っていれば手助け）をする
8. 通訳（日本語や手話など）
9. お金の管理
10. 薬の管理
11. その他 ()

④ あなたは学校を欠席したり、遅刻や早退をしたりすることがありますか。

欠席について

1. ほとんどしない	2. たまにする	3. よくする
------------	----------	---------

遅刻や早退について

- | | | |
|------------|----------|---------|
| 1. ほとんどしない | 2. たまにする | 3. よくする |
|------------|----------|---------|

⑤ 学校生活等において、以下の中であてはまるものはありますか。(あてはまる番号すべてを選択)

1. 授業中に居眠りすることが多い
2. 宿題や課題ができていないことが多い
3. 持ち物の忘れ物が多い
4. 部活動や習い事を休むことが多い
5. 提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い
6. 修学旅行などの宿泊行事を欠席する
7. 保健室で過ごすことが多い
8. 学校では一人で過ごすことが多い
9. 友だちと遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない
10. 特にない

問8 松本市には「ヤングケアラー・コーディネーター」という、ヤングケアラーにあてはまる人の相談にのる専門の職員がいます。これまでに、ヤングケアラー・コーディネーターという言葉聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問9 松本市には、子どもの権利相談室「こころの鈴」という、子どもの権利侵害の相談に応じる相談室があります。これまでに、子どもの権利相談室「こころの鈴」という言葉を聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問10 児童相談所全国共通3桁(けた)ダイヤル「189」という言葉をこれまで聞いたことがありましたか。(あてはまる番号1つを選ぶ)

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない

問11 問6で、自分は、ヤングケアラーに「1.あてはまる」と答えた人にお聞きします。
あなたの気持ちはどれに近いですか？(あてはまる番号すべてを選ぶ)

1. 自分のことについて話を聞いてほしい
2. 家族のお世話について相談にのってほしい

3. 今すぐに、家族のお世話を誰かほかの人に手伝ってほしい

4. その他（ ）

組：

名簿番号：

【アンケートに回答いただいたみなさんへ】

ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利が守られていない状況にある可能性があります。

子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの「育つ権利」など様々な権利があります。そして、もしこれらの権利が守られていない子どもがいる場合には、その子どもの権利を守るために周りの大人が必要な支援を行い、子どもの権利を守るように努めなくてはなりません。

普通は大人がすべき家事や家族の世話などを、過度（かど）にしていることにより、学校に行くことができない、友だちと遊ぶ時間がない、やりたいと思っている部活動ができない、宿題などの勉強に割く時間が作れないなど、守られるべき子どもの権利が守られていない場合は、ヤングケアラーにあたるかもしれません。

また、今は特にそう思っていなくても、その状況が続くことで、勉強が上手いかなかったり、友人関係がうまく築けなかったりなどの悩みや困りごとにつながる可能性があります。

みなさんやみなさんの周りの友だちが「ヤングケアラー」だとしたら、子どもらしく生きる権利を回復し、自身の持つ能力を最大限発揮（はっき）できるようにしていく必要があります。

そのためにも、子ども自身がそのような状況に気づくことや、自分の抱える不安や不満を言える大人がいること、そしてそういう子どもの状況や気持ちにまわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聞き必要な支援につなげて、子どもやその家族の状況を改善し、子どもが子どもらしく過ごせるようにしていくことが重要です。

アンケートにご協力いただき、どうもありがとうございました。

<ヤングケアラーに関する相談先>

松本市役所 こども福祉課 相談・支援担当

電話番号 33-4767

メー ル kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp